

猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月31日

猪名川町長 福田 長治

記



1 協議の場を設けた区域の範囲

内馬場地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年3月28日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

集落営農（任意組織） 1組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

活用予定なし

6 地域農業の将来のあり方

- ・原則組合員が各所有地の耕作を行うが、組合員の要望で作業単位で営農組合が作業を請け負う。
- ・後継者の育成を支援し、後継者の希望に応じて営農組合で所有地を総合管理出来る体制を整える。
- ・耕作放棄地の解消。
- ・組合員が健康上や家庭の都合上、作業が難しくなった場合に、営農組合に気軽に作業を委託できる環境を作り出す。